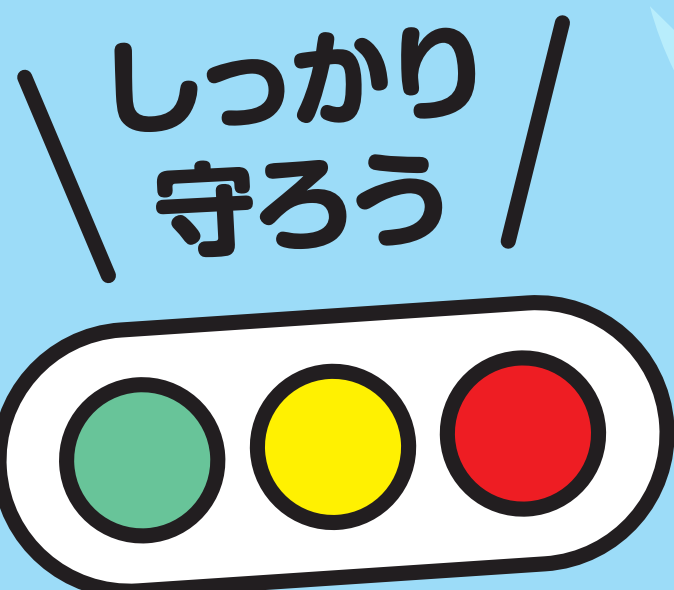


自転車もものれば車のなかまいり

大人も子どももヘルメット



夜間はライト点灯

ながらスマホ

飲酒運転

じてんしゃあんぜんりようこそく 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



ワレコトシンちゃん
©白井儀人/双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

埼玉県警察

毎月10日は「自転車安全利用の日」

5 1 ▶ 31 自転車月間